

議案第50号 説明資料

札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																														
<p>○幕別町体育施設条例 (昭和58年3月18日 条例第20号)</p> <p>(設置) 第1条 住民の保健及び体位の向上並びにレクリエーション普及のため体育施設を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="109 788 1102 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">プール</td> <td>幕別町民プール</td> <td>中川郡幕別町新町139番地3</td> </tr> <tr> <td>札内東町民プール</td> <td>// 札内青葉町184番地</td> </tr> <tr> <td>糠内町民プール</td> <td>// 字糠内270番地2</td> </tr> <tr> <td>札内南町民プール</td> <td>// 札内文京町25番地5</td> </tr> <tr> <td>札内北町民プール</td> <td>// 札内北町117番地10</td> </tr> <tr> <td>忠類町民プール</td> <td>// 忠類栄町297番地7</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>幕別運動公園陸上競技場</td> <td>// 寿町152番地他 // 国有占用地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>幕別運動公園野球場</td> <td>// 寿町160番地1他 // 国有占用地</td> </tr> <tr> <td>忠類野球場</td> <td>// 忠類栄町297番地9</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第11条 略</p>	区分	名称	位置	プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3	札内東町民プール	// 札内青葉町184番地	糠内町民プール	// 字糠内270番地2	札内南町民プール	// 札内文京町25番地5	札内北町民プール	// 札内北町117番地10	忠類町民プール	// 忠類栄町297番地7	陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	// 寿町152番地他 // 国有占用地	野球場	幕別運動公園野球場	// 寿町160番地1他 // 国有占用地	忠類野球場	// 忠類栄町297番地9	<p>○幕別町体育施設条例 (昭和58年3月18日 条例第20号)</p> <p>(設置) 第1条 住民の保健及び体位の向上並びにレクリエーション普及のため体育施設を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 788 2152 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">プール</td> <td>幕別町民プール</td> <td>中川郡幕別町新町139番地3</td> </tr> <tr> <td>糠内町民プール</td> <td>// 字糠内270番地2</td> </tr> <tr> <td>札内南町民プール</td> <td>// 札内文京町25番地5</td> </tr> <tr> <td>札内北町民プール</td> <td>// 札内北町117番地10</td> </tr> <tr> <td>忠類町民プール</td> <td>// 忠類栄町297番地7</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>幕別運動公園陸上競技場</td> <td>// 寿町152番地他 // 国有占用地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>幕別運動公園野球場</td> <td>// 寿町160番地1他 // 国有占用地</td> </tr> <tr> <td>忠類野球場</td> <td>// 忠類栄町297番地9</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第11条 略</p>	区分	名称	位置	プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3	糠内町民プール	// 字糠内270番地2	札内南町民プール	// 札内文京町25番地5	札内北町民プール	// 札内北町117番地10	忠類町民プール	// 忠類栄町297番地7	陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	// 寿町152番地他 // 国有占用地	野球場	幕別運動公園野球場	// 寿町160番地1他 // 国有占用地	忠類野球場	// 忠類栄町297番地9
区分	名称	位置																																													
プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3																																													
	札内東町民プール	// 札内青葉町184番地																																													
	糠内町民プール	// 字糠内270番地2																																													
	札内南町民プール	// 札内文京町25番地5																																													
	札内北町民プール	// 札内北町117番地10																																													
	忠類町民プール	// 忠類栄町297番地7																																													
陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	// 寿町152番地他 // 国有占用地																																													
野球場	幕別運動公園野球場	// 寿町160番地1他 // 国有占用地																																													
	忠類野球場	// 忠類栄町297番地9																																													
区分	名称	位置																																													
プール	幕別町民プール	中川郡幕別町新町139番地3																																													
	糠内町民プール	// 字糠内270番地2																																													
	札内南町民プール	// 札内文京町25番地5																																													
	札内北町民プール	// 札内北町117番地10																																													
	忠類町民プール	// 忠類栄町297番地7																																													
陸上競技場	幕別運動公園陸上競技場	// 寿町152番地他 // 国有占用地																																													
野球場	幕別運動公園野球場	// 寿町160番地1他 // 国有占用地																																													
	忠類野球場	// 忠類栄町297番地9																																													

札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。 2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例（平成17年条例第101号）に、幕別運動公園及び白人公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場、<u>幕別運動公園野球場及び札内東町民プール</u>については、幕別町体育施設条例（昭和58年条例第20号）に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例（平成17年条例第142号）に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例（昭和61年条例第29号）に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例（平成14年条例第21号）に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例（平成8年条例第10号）に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例（平成17年条例第23号）に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p>	<p>○幕別町都市公園等条例 (昭和52年 3月25日 条例第20号)</p> <p>第1条～第1条の6 略</p> <p>(公園の名称等)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。 2 明野ヶ丘公園の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例（平成17年条例第101号）に、幕別運動公園の公園施設である幕別運動公園陸上競技場及び幕別運動公園野球場については、幕別町体育施設条例（昭和58年条例第20号）に、依田公園の幕別町ふるさと館については、幕別町ふるさと館条例（平成17年条例第142号）に、白人公園の公園施設である札内老人健康増進センターについては、幕別町老人健康増進センター条例（昭和61年条例第29号）に、スマイルパークの公園施設である幕別町札内スポーツセンターについては、幕別町体育館条例（平成14年条例第21号）に、幕別町百年記念ホールについては、幕別町百年記念ホール条例（平成8年条例第10号）に、ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例（平成17年条例第23号）に、それぞれその設置及び管理について定めるものとする。</p> <p>第3条～第20条 略</p>